

建設工事関連維持管理業務における最低制限価格制度の導入について

平成 27 年 3 月
令和 2 年 6 月改訂

本市では、建設工事や測量等設計業務委託について、事業の品質確保を目的にダンピング受注の防止のための最低制限価格の設定を行ってきたところですが、改正品確法改正及び平成 27 年 1 月 1 日施行の四日市市公契約条例において、品質確保のため適正な契約条件を定めることを発注者の責務として規定しています。

そこで、上記の趣旨を踏まえ、平成 27 年 4 月 1 日以降に公告、指名を行う建設工事関連維持管理業務の入札についても最低制限価格制度の適用を行います。

1 対象業務

下記の建設工事関連維持管理業務（単価契約を含む）

- 道路雪氷対策業務委託
- 河川・排水路等維持補修業務委託
- 都市公園等樹木等管理業務委託
- 照明灯等修繕業務委託
- 路面表示（標示）業務委託
- 街路樹管理業務委託
- 芝生管理業務委託
- 除草業務委託
- 植樹管理（剪定）業務委託
- 道路路面清掃業務委託
- 水源施設緑地整備業務委託・・・上下水道局発注分
- 樹木剪定等業務委託・・・上下水道局発注分
- 水路清掃業務委託・・・上下水道局発注分
- その他上記に準ずる業務で特に認めるもの

2 最低制限価格の算定方法

最低制限価格（入札書比較価格）は、予定価格（税抜）に 10 分の 77.5 を乗じて得た額とします。※ 1 万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とします。

《計算例》

予定価格（税抜）7,357,000 円 $\times 0.775 = 5,150,000$ 、5,520,000（万円未満切り上げ）

3 その他

最低制限価格を設ける案件については、公告又は指名通知に最低制限価格についての記載がありますので、ご確認ください。